

2023年6月7日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンローンに融資しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準(Climate Bonds Initiative)
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドおよびサステナビリティボンドに投資しております。

なお、サステナビリティボンドについては、特定の本部部署においてグリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンに融資しております。

その上で、特定の本部部署が、当該ローンに気候変動に紐づく評価指標が設定されていることを確認します。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜
International Capital Market Association＞）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

その上で、特定の本部部署が、当該ボンドに気候変動に紐づく評価指標が設定されていることを確認します。

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が再生可能エネルギー事業または再生可能エネルギー関連設備に限定されている投融資（環境影響評価法等の関連法令に基づいた対応により環境へのネガティブな影響に対処している投融資）

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、気候変動対応を含めたサステナビリティ全般を統括する本部部門の担当役員により策定されています。

また当該基準への適合性については、取扱店等において対象投融資を特定するとともに、特定の本部部署等において再検証しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途が限定されていない融資）

次の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した適切な第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行の基準は、気候変動対応を含めたサステナビリティ全般を統括する本部部門の担当役員により策定されています。

また当該基準への適合性については、特定の本部部署において確認しております。

なお、ポジティブ・インパクト・ファイナンスの当行独自のフレームワークを設けており、フレームワークに適合しているかどうかを独立した第三者機関による外部評価を受けております。

他の金融機関がアレンジャーとなって行う投融資にシンジケート・ローン

形式で参加している場合は、当該基準への適合性に加え、アレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を、特定の本部部署において確認しております。

以 上